

釧路市ビジネスサポート協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、釧路市ビジネスサポート協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、事務所を北海道釧路市黒金町7丁目5番地に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、釧路地域の中小企業者を始めとする事業者の売上を増加させること等により地域経済のプラス成長と雇用の創出を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、釧路地域の中小企業者を始めとする事業者の売上増に重点を置いた支援を行う釧路市ビジネスサポートセンター事業及びその他必要な事業を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会は、次の各号に掲げるものを会員とする。

- (1) 釧路市
- (2) 釧路商工会議所
- (3) 阿寒町商工会
- (4) 音別町商工会
- (5) 北海道中小企業家同友会くしろ支部
- (6) 株式会社北洋銀行
- (7) 株式会社北海道銀行
- (8) 釧路信用金庫
- (9) 大地みらい信用金庫
- (10) 釧路信用組合

第3章 役員

(定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は会員の中から総会において選出する。

(職務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長がかけたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査するとともに、不正な事実を発見したときは、総

会の招集を請求し、これを報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(権能)

第10条 総会は、この規約で定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は監事若しくは会員の過半数から会議の招集の請求があったときに開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、在任会員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成をもって議決する。ただし、賛成と反対が同数の場合は議長の裁決によって決するものとする。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及び議事録署名人が記名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計等

(財産)

第14条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理する。

(事業計画及び予算)

第15条 本協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第16条 本協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において議決を得なければならない。

第6章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第17条 この規約は、総会における議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第18条 本協議会は、総会における議決を経て解散することができる。

2 解散時に協議会において有していた事業計画書、事業報告書や各種会計書類等の文書及び事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の会員である釧路市が、解散後5年経過する間、引継ぐものとする。

3 協議会の解散時に有する残余財産は、原則として釧路市に帰属するものとする。

第7章 事務局等

(事務局)

第19条 本協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、釧路市産業振興部商業労政課に置く。

3 事務局に事務局長、会計事務責任者、事務局員を置き、会長がこれを任命する。

(センター長)

第20条 釧路市ビジネスサポートセンター事業を効果的に実施するために、センター長及びその他所用の職員を置く。

2 センター長は、会長が任命し、釧路市ビジネスサポートセンター事業を指揮監督する。

3 その他所用の職員は、必要に応じ会長が任命する。

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 事務局には常に次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会長、監事及び職員の名簿
- (4) 本規約に定める総会の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第8章 委任

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、釧路市ビジネスサポートセンター事業の実施、本協議会の運営及び会計事務処理上必要な事項については、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、本協議会が設立された日から施行する。